

『論点体系判例民法＜第3版＞7巻』（第3刷）における内容誤りのお詫び

『論点体系判例民法＜第3版＞7巻』（第3刷）において内容誤りがございました。  
お客様には、ご迷惑をおかけいたしまして誠に申し訳ございません。  
謹んでお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正いたします。

掲載箇所	誤	正
90頁下から1行目	履行不能のためその債務は消滅する。この場合には、請負人が報酬を請求しても注文者はこれを正当に拒絶することができない(改正民法536条1項)	請負人の債務は履行不能であるから、注文者はもはや履行を請求することができなくなる(改正民法412条の2第1項)
93頁下から7行目	633条	533条
101頁上から13行目	635条	533条
104頁上から6行目、8行目	536条	改正前536条
104頁上から15行目	仕事完成義務は消滅するが	その履行を請求されないが
106頁下から4行目	634条以下、641条など	改正前634条以下
120頁上から6行目	帰することができない事由	帰すべき事由
123頁下から10行目	追完請求権、報酬減額請求権、損害賠償請求権、解除権を取得する	追完請求、報酬減額請求、損害賠償請求、解除をすることができる(559条、562-564条)

第一法規株式会社  
〒107-8560 東京都港区南青山 2-11-17  
<https://www.daiichihoki.co.jp>  
TEL 0120-203-694/FAX 0120-302-640